第二条から第十七条までを削り、第一条の次に次の十四条を加える。

（拠出金単価の設定）

第二条　法第四条第三項に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らして必要な金額の確保を図ることができるものであること。

二　特定実用発電用原子炉設置者間における拠出金に係る負担の公平を確保できるものであること。

三　長期的に安定した水準を維持できるものであること。

（拠出金単価の認可）

第三条　機構は、法第四条第四項の規定による認可を受けようとするときは、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（拠出金単価の通知）

第四条　法第四条第五項の規定による通知は、様式第二により行うものとする。

（機構の名称等の届出）

第五条　特定実用発電用原子炉設置者は、法第五条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（変更）

第六条　法第六条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特定実用発電用原子炉設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　法第五条第一項の規定により届け出た機構の名称及び住所

三　変更後の機構の名称及び住所

四　機構を変更しようとする日

（申告書の記載事項）

第七条　法第七条第一項の経済産業省令で定める事項は、特定実用発電用原子炉設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名とする。

（申告書の添付書類）

第八条　法第七条第二項の経済産業省令で定める書類は、使用済燃料の量の算定の過程を示す書類その他必要な書類とする。

（拠出金の納付等）

第九条　拠出金及び延滞金の納付は、申告書（納入告知書の送付を受けた場合には、納入告知書）を添えて、これを行わなければならない。

2　拠出金及び延滞金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

3　法第七条第三項の規定による通知は、納入告知書の送付によって行わなければならない。

（充当の通知）

第十条　機構は、法第七条第五項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る拠出金を納付した特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。

（端数計算）

第十一条　拠出金及び延滞金の額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

（使用済燃料再処理等実施中期計画の認可の申請等）

第十二条　機構は、法第四十五条第一項前段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に、次に掲げる事項を記載した使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量

二　再処理関連加工の実施時期、実施場所及び再処理関連加工を行うプルトニウムの量

三　その他再処理等の実施に関すること

2　機構は、法第四十五条第一項後段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の認可を受けようとするときは、様式第五による申請書に、変更後の使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第十三条　法第四十五条第一項後段の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　提出者である機構の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更

二　前号に掲げるもののほか、使用済燃料再処理等実施中期計画の趣旨の変更を伴わない変更

（身分を示す証明書）

第十四条　法第五十九条第二項で準用する法第五十五条第二項の証明書は、様式第六によるものとする。

（支払の請求）

第十五条　特定実用発電用原子炉設置者は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「最終処分法」という。）第十一条第一項に規定する拠出金（その輸入した第一種特定放射性廃棄物（同法第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）に係るものに限る。）を同法第十二条第一項の規定により届け出た原子力発電環境整備機構に対し納付した場合は、機構に対し、当該拠出金に相当する金額の支払を請求することができる。

2　特定実用発電用原子炉設置者は、最終処分法第十一条の二第一項に規定する拠出金（同項第一号に係るものに限る。）を同法第十二条第二項の規定により届け出た原子力発電環境整備機構に対し納付した場合は、機構に対し、当該拠出金に相当する金額の支払を請求することができる。

3　特定実用発電用原子炉設置者は、前二項に係る拠出金に相当する金額の支払の請求をしようとするときは、当該拠出金を納付した後、速やかに、当該拠出金の額を記載した請求書に、その額を証する書類を添えて、機構に提出しなければならない。

4　機構は、第一項又は第二項の請求があった場合には、遅滞なく、請求に係る金額を支払わなければならない。

第十八条第一項中「相続又は合併」の下に「若しくは分割」を加え、「設立した法人」の下に「若しくは分割により特定実用発電用原子炉を承継した法人」を加え、同項及び同条第二項中「経済産業大臣」を「機構」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条から第三十一条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の拠出金単価についてその再処理関連加工（法第二条第四項第一号に規定する再処理関連加工をいう。以下同じ。）に係る単価を定めるに当たっては、当分の間、ウランの酸化物及びプルトニウムの酸化物を含む核燃料物質の再処理関連加工に係る拠出金単価のみを定めるものとする。